

第26回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年7月28日 9時30分開会 ～ 9時50分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員13名）

1番	職務代理者	中岡 隆之	出席	
2番		中島 和彦	出席	
3番		大岩 則子	出席	
4番		姉崎 敏一	出席	
5番		橋本 佳文	出席	
6番		田中 浩巳	欠席	
7番		沖 英広	欠席	
8番		坂本 孝之	出席	議事録署名員
9番		松谷 一由	出席	議事録署名員
10番		小寺 和雄	出席	
11番		西野 和文	出席	
12番		三上 一	出席	
13番		西口 雅樹	出席	
14番		小山内 洋美	出席	
15番	会 長	龍田 敏雄	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

5. 参与した職員

農業委員会事務局 事務局長 西中 紀和
次長 山下 主税
主査 横式 信幸
近藤 伸哉
関 将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第26回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
最近の新型コロナウイルス感染者状況は、制限緩和に伴い人の動きが活発になったことや、新たな変異株の影響なのかかなり増加しているところでございます。本日の総会につきましても、これまで同様に対策を行いながら進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
只今、局長が申し上げたとおり、未だ新型コロナウイルスが国内では第7波として猛威を振るっています。また、サル痘という新しいウイルスも発見され、感染が進んでいるという状況でございます。
さて、天候のほうも恵まれ、芋や麦等の収穫が進んでおります。今年の天候は少し特異な性質があり、蒸し暑く、朝晩は涼しいといった天候が災いし、施設野菜の一部に収量の波がでるという現象が起きています。収穫が進んでいく中、それぞれ好成績を収められるように願っているところで
何かと忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、本日の総会も皆様方のご審議をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしくご協力をお願いします。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第5条第3項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
8番坂本委員、9番松谷委員を指名します。よろしく願いいたします。

続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 2 件、議案が 3 件となります。
日程 3、報告第 1 号は、令和 4 年 6 月 29 日から 7 月 27 日までの委員会業務の報告となります。
日程 4、報告第 2 号は農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出で、相続に伴う権利移転が 2 件。
日程 5、議案第 1 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請について、
でのへの転用案件が 1 件。
日程 6、議案第 2 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定案件が 2 件。
日程 7、議案第 3 号は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。
以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和 4 年 6 月 29 日から 7 月 27 日までの業務報告となります。
6 月 29 日 第 25 回恵庭市農業委員会総会
6 月 30 日 道央農業振興公社定時評議員会

7月8日 恵庭市戦没者追悼式
7月15日 現地調査
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程4、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので、報告いたします。
番号1、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、現況、田と畑、面積、XXXXXXXXXX㎡、権利の取得日、令和4年1月3日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出人、XXXXXXのXXXXXXさん、被相続人はXXXXXXさん、令和4年6月29日に届出されております。
番号2、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、現況、田と畑、面積、XXXXXXXXXX㎡、権利の取得日、令和4年3月4日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出人、XXXXXXのXXXXXXさん、被相続人はXXXXXXさん、令和4年7月4日に届出されております。
以上、2件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）

会 長： 日程 5、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED] m²、転用目的、[REDACTED]、権利区分、使用貸借、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、現地調査ですが、龍田会長、中岡代行、西口委員、事務局で令和 4 年 7 月 15 日に実施しております。場所につきましては、地図番号 1 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。次ページ以降、1 の 2 から 5 につきましては、求積図及び建物の図面等となっております。以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 6、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。本案件中、項番号 1 番、2 番は [REDACTED] の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、[REDACTED] の退席を求めます。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。

番号1番、2番、貸主、[]の[]、[]を仲介し、借主、[]の[]、[]の土地で場所につきましては地図番号2番、[]、[]の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

会 長： 日程7、議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、下記のとおり決定してよろしいか意見を問う。

第1、基本的な考え方の内容につきましては記載のとおりでございますが、平成28年より努力義務で各市町村に指針の制定を求められておりましたが、来年の3月までに制定をすることが義務化されました。これに伴い、指針の制定についてご提案させていただいたものでございます。

なお、この指針は農業委員の改選期に合わせて、3年ごとに検証、見直しを行うこととされておりますが、来年度当委員会の改正年度となっていることから、改正につきましては、令和6年の3月に改訂を行いたいと考えております。

また、単年度の具体的な活動につきましては、5月に承認いただきました、最適化の目標の設定等により毎年報告したいと考えております。

第2、具体的な目標と推進方法。

1、遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標ですが、現状につきましては最適化目標の設定の数字のとおりでございます。令和5年度の目標につきましては、遊休農地の割合をゼロにすることとしております。3段目の目標につきましては、北海道の令和12年度の目標

の数値になりますが、同じく遊休農地の割合をゼロにすることとしております。(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法について、①農地法に基づく利用状況調査を実施し、遊休農地の状況を把握する。また、遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を実施する。②利用意向調査の結果を受け、農地の所有者等の意向を踏まえて農地の利用関係の調整を行う。③再生利用が困難と見込まれる荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2、担い手への農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用集積目標ですが、現状が4,300haの農地面積に対し、集積面積3,803ha、集積率は88.4%でございます。令和5年度の目標につきましては、集積面積3,811haで88.6%の集積率としております。3段目の目標につきましては、北海道の指針の数字でございますが、95%の集積率が北海道の数値でございますので、集積面積は4,085haとさせていただきます。(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法について、①恵庭市、北海道農業公社、道央農業振興公社、道央農業協同組合などと連携し、農地の流動化を促進する。②農業経営基盤強化促進法に基づく利用権等の設定を推進する。③遊休農地対策と連携した取り組みを推進する。

3、新規参入の促進について、(1) 新規参入の促進目標ですが、現状におきましては、昨年度は4経営体ございました。令和5年度の目標につきましては、1経営体、3段目の目標につきましては、3経営体としております。(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法につきましては、①関係機関と連携し、就農希望者の就農地相談を随時実施する。②農業経営の法人化や新規就農・企業等の多様な農業参入を促進する。

以上、農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第26回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長

議事録署名委員 8 番 委員

議事録署名委員 9 番 委員
